

寄居町老朽空き家除却補助金交付要綱

制定 令和6年3月19日 告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の空き家の除却を推進することで、町民の生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進を図るため、空き家の除却に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震住宅 自己の居住の用に供するために昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認を受けて建築された専用住宅、併用住宅又は町長がこれと同等と認めるものをいう。
- (2) 町内事業者 町内に事業所を有する事業者をいう。
- (3) 除却 取壊し、撤去及び処分を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 除却する補助対象住宅を所有する個人又はその相続人
- (2) 町税及び当該住宅に係る上下水道使用料の滞納がない者
- (3) 過去にこの告示による補助金又は寄居町まちなか旧耐震住宅除却補助金交付要綱（令和3年寄居町告示第84号）による補助金の交付を受けていない者
- (4) 寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(補助対象住宅)

第4条 補助対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する旧耐震住宅であること。
- (2) 1年以上居住その他の使用が無い状態であること。
- (3) 所有権以外の権利の設定がされていない又は関係権利者全員の同意が得られていること。
- (4) 過去にこの告示による補助金又は寄居町まちなか旧耐震住宅除却補助金交付要綱（令和3年寄居町告示第84号）による補助金の対象となった住宅が存している、又は存していた敷地と同一敷地に存する住宅でないこと。

- (5) 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (6) 町が実施する他の補助金の交付を受けて効用の増加したものでないこと（当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年度を経過した住宅を除く。）。
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項の規定による勧告を受けていないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の全部を除却する工事であること。
- (2) 交付決定を受けた後に除却する工事であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が行う工事であること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象住宅の除却に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。ただし、町内事業者が除却工事を施工する場合は、40万円を上限とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

- 3 規則第4条第2項第4号に規定する町長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 旧耐震住宅であることが確認できる書類
- (2) 住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 住宅、方位、道路及び目標となる地物を明示した案内図
- (4) 住宅の現況写真
- (5) 除却工事の施工者及び工事費内訳を明示した見積書の写し
- (6) 申請者の寄居町における税の滞納がないことを証する書類
- (7) 1年以上居住その他の使用が無い状態であることが確認できる書類
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) 建設業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定による登録を受けたことを証する書類の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 規則第4条第1項の申請期限は、毎会計年度定めるものとする。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条第1項及び第2項の通知書の様式は、それぞれ様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に係る内容等の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、寄居町老朽空き家除却補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に当該申請に係る書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査して変更等の可否を決定し、寄居町老朽空き家除却補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条に規定する町長が定めるところは、町長の要請があったときとする。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 除却工事費の領収書の写し及びその内訳を明示したもの

(2) 除却工事が完了したことを確認できる写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 規則第13条前段の報告期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日とする。

(交付額確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の規定による通知は、寄居町老朽空き家除却補助金額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、補助金を請求するときは、寄居町老朽空き家除却補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの告示の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。